

「宇宙活動法に基づく技術基準(内閣府令)」に関する民間事業者としての要望

2017年5月23日

スカパ - JSAT 株式会社

1. 静止軌道における通信衛星事業は民営化後すでに約30年の歴史を持ち、既に国内外共に法的枠組みが構築され安定的に事業が行われています。特に周波数及び軌道の利用に關しましては国際的には国際電気通信連合(ITU)の枠組み、また国内では総務省管轄の下、電波法、放送法、電気通信事業法等に基づく諸制度が既に整備されております。従い、宇宙活動法に基づく技術基準(内閣府令)策定に際しましては、静止軌道衛星通信を営む民間事業者にとっての新たな行政手続き等による負担増、重複、または基準審査期間の長期化等により日本の宇宙産業の国際競争力低下を招くことのないよう、その影響が最小限になるように配慮して頂きたいお願い申し上げます。
2. 近年では国際的に衛星ミッションが他者の衛星バスへ搭載される(いわゆる相乗り事業)ケースが増加しています。また、衛星所有者が衛星管制を委託するケースも珍しくありません。例えば、外国法人との共同保有衛星、PPP/PFIの枠組みを活用した官民共同衛星、その他官所有衛星の運用を民間事業者が受託する等のケースが想定されます。そのようなケースにおいては、宇宙活動法第23条における「人工衛星管理者」が技術基準(内閣府令)にて如何に規定されるかによって、民間事業者の事業計画に大きな影響が及び可能性があります。従いまして、許認可手続きの作業主体及び責任の所在等を含めて技術基準(内閣府令)にて明確に示して頂きたいお願い申し上げます。
3. 民間事業者が通信衛星を調達する際、衛星メーカーが実施する衛星の軌道上昇作業、軌道上試験の後に、事業者による運用を開始することが一般的です。事業者による運用開始前は、「人工衛星管理者」の対象外として頂く等のご配慮をお願い致します。
4. 宇宙関連技術の高度化及び低廉化により、宇宙産業へ参入障壁が急速に下がるとともに、国際的に急速に宇宙産業の裾野が拡大しています。このような変革期において日本企業が国際競争力を維持・強化していくためには、技術面のみならず法整備の面においても国際市場環境の変化に迅速に対応していくことが必須となります。つきましては、技術基準(内閣府令)におきましても迅速且つ柔軟な見直しが可能となるようにして頂きたいお願い申し上げます。
5. 技術基準(内閣府令)の具体案について、国際競争環境を踏まえた技術基準(内閣府令)の在り方について協議することを目的として、今後も民間事業者との意見交換の場を設けて頂

きたくお願い申し上げます。

- (1) 静止軌道衛星の構造・設計は、一般的に、静止軌道上で、当該の衛星自体が宇宙空間で長期的に安全に運用が機能できるように、物体を放出・汚染を招くような設計・構造（自身と衝突するリスクや、衛星の性能を劣化・故障させるリスクを増加させかねない）は避けられており、また十分な強度を持って設計されています。また、衛星を適切に管理する為に、衛星の状態を把握し、また衛星の位置を変更・調整する機能を持ちます。従い、技術基準については、特別な設計を必要としないようお願いいたします。
- (2) 法第二十条 2 四において、人工衛星の構造を記載した書類の提出を求められるとされておりますが、衛星メーカーの情報管理方針やそのメーカーの所属する国の法令等により情報の開示制限を受ける場合があります。また運用受託衛星の場合は、衛星所有者が情報開示を制限することがあることから、その書類の提出におきまして、目的を達成する最小限の範囲として頂きたいとお願いいたします。
- (3) 人工衛星の管理計画について、これまで衛星放送・通信のサービスを安定的に提供すべく、衛星の運用管制の体制・手順を構築し、維持・運用してまいりました。また、その中には、衛星の状態把握、衛星の破損防止、宇宙での衝突リスク低減、軌道上寿命の評価、人工衛星の管理設備のセキュリティ確保、衛星の運用を終了する際には IADC のデブリ低減ガイドラインに沿った衛星運用等を含んでおります。管理計画は、事業者が創意工夫に力を入れる領域であり、その管理計画の説明に過度な負担とにならないようお願いいたします。

以上